

# 令和3年度愛媛県内観光促進 プロモーション支援事業募集要項

## ○ 申込受付及び詳しい事業案内等

四国観光立県推進愛媛協議会事務局  
(愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課観光戦略係)  
〒790-8570 松山市一番町 4-4-2  
TEL 089-912-2491 FAX 089-912-2489

本募集要項及び申込みに係る様式は、次のホームページからダウンロード  
することができます。

[https://www.pref.ehime.jp/h14500/kennai\\_kankou\\_promotion.html](https://www.pref.ehime.jp/h14500/kennai_kankou_promotion.html)

## ○ 受付期間

令和3年度	令和3年7月19日(月)～ 令和3年8月10日(火) 17:00 必着
-------	-------------------------------------

## 1 事業の目的

県内宿泊事業者団体等が実施するマイクロツーリズムの定着及び平日の旅行者獲得等の取組みに係る経費に対し、愛媛県内観光促進プロモーション支援事業費助成金を交付することにより、県内観光を促進し、本県の観光関連産業の活性化を図ります。

## 2 対象者

- ①県内宿泊事業者団体（規約、事業計画、収支予算の定めのあるものに限る。）
- ②県内宿泊事業者を含む5事業者以上の観光事業者で構成されるグループ  
ただし、以下の団体・グループは対象から除きます。
- ③県または市町が構成員となっている団体・グループ（オブザーバーを除く）
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者が構成員となっている団体・グループ

## 3 対象事業

対象者が実施する県内観光旅行の促進に資する次のいずれかに該当する取組み

- ①マイクロツーリズムの定着に向けた取組み
- ②平日の旅行者獲得に向けた取組み
- ③夜間・早朝のコンテンツを活かした宿泊につながる取組み  
ただし、次の条件を全て満たすものとします。
- ④県内において実施される事業であること
- ⑤県内観光の促進に寄与する事業であること
- ⑥国、県及び市町等の他の補助事業の対象となっていない新規事業であること
- ⑦公共性（当該助成対象事業が呼び水となって周辺あるいは関係事業者が恩恵を受けると認められるもの）が認められる事業であること
- ⑧助成金交付決定日以降に開始する事業で、かつ令和4年1月末日までに完了する事業であること

## 4 助成対象経費

助成対象事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、助成期間内に支払いが発生し、また、支払いが完了する下表に掲げる経費とします。

ただし、

- ①助成対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めません。
- ②事業実施のために直接必要となるものを助成対象経費とします。
- ③領収書がない等、用途が不明なものについては、助成の対象になりません。

区 分	内 容
広報宣伝費	広報宣伝に要する経費 広報チラシ・ポスター・ホームページ等の制作料、テレビ・ラジオCM放送料 等

## 5 助成金額

1 助成対象者当たり、上限 500 千円（助成率 1/2）

## 6 助成対象期間

助成金交付決定日以降～令和 4 年 1 月末日までの間

## 7 助成の取消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めることがあります。

- ①交付要綱に違反したとき
- ②この助成事業に関し提出した書類に偽りの記載があったとき
- ③助成金交付の条件に違反したとき
- ④助成事業の実施について不正行為があったとき
- ⑤助成事業を中止又は廃止したとき

## 8 応募方法

支援申込書（実施要領様式 1 号）に関係書類を添えて、受付期間内に四国観光立県推進愛媛協議会事務局（愛媛県観光スポーツ文化振興局観光国際課観光戦略係）まで提出してください。

### 【提出書類】

- 支援申込書（実施要領様式 1 号）（助成事業計画書及び事業収支予算書を含む）：正本 1 部
- 宿泊事業者団体の場合には、次の書類  
規約、年間事業計画・収支計画、会員名簿、役員名簿：各 1 部
- 観光事業者で構成されるグループの場合には、次の書類  
グループの構成員が分かる名簿  
各構成員の設立年・従業員数・資本金等の基本的な情報が分かる資料：各 1 部
- 事業内容を補足する資料（任意）、経費積算の根拠となる見積書等：各 1 部

## 9 募集及び締切

令和 3 年度	令和 3 年 7 月 19 日(月)～ 令和 3 年 8 月 10 日(火) 17:00 必着
---------	---

## 10 採択方法

### (1) 審査方法

外部審査委員等で構成する事業評価審査会の審査を経て、四国観光立県推進愛媛協議会会長が決定します。

### (2) 審査手順

- ①書類の提出
  - ・支援申込書（実施要領様式 1 号）及び関係書類を提出してください。
  - ・書類上の不備等がある場合には、補正を求めることがあります。
- ②事業評価審査会による審査

- ・支援申込書等により書面審査を実施します。
- ・必要に応じて事業内容について、ヒアリングを行うことがあります。

### ③審査基準

次の審査基準に基づき、総合的に評価します。

- ・企画提案内容（事業の内容、事業の効果、事業の新規性）
- ・事業実施能力（事業推進能力、事業実施体制）
- ・経費

### ④審査結果の通知等

- ・審査結果については、後日文書でお知らせします。
- ・採択となった場合には、助成金の交付に係る手続きに移ることになり、交付申請書（交付要綱様式第1号）等の提出が必要となります。
- ・採択に当たり、条件を付す場合や助成対象経費等を減額する場合があります。

## 1 1 その他応募に係る注意事項

- ①応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- ②応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担となります。

## 1 2 助成事業者の義務

助成金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- ①事業の実施に当たっては、令和3年度愛媛県内観光促進プロモーション支援事業実施要領及び令和3年度愛媛県内観光促進プロモーション支援事業費助成金交付要綱の規定を順守してください。
- ②交付決定を受けた後、助成事業の内容を変更しようとする場合、若しくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- ③助成事業を完了したときは、その日から30日以内に事業実績報告書を提出する必要があります。

## 1 3 助成事業実施に係る注意事項

- ①助成金は、助成事業終了後、経費の支払実績を証拠書類等により確認した後に交付します。ただし、必要と認められる場合には、助成金の一部を概算払いすることも可能ですので、相談してください。
- ②新型コロナウイルス感染症の状況により、実施時期の変更または中止をお願いする場合があります。

## 1 4 申込受付・問合せ先

四国観光立県推進愛媛協議会事務局

（愛媛県観光スポーツ文化振興局観光交流局観光国際課観光戦略係）

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

TEL 089-912-2491 FAX 089-912-2489

様式のダウンロード

[https://www.pref.ehime.jp/h14500/kennai\\_kankou\\_promotion.html](https://www.pref.ehime.jp/h14500/kennai_kankou_promotion.html)